

諮問番号：平成 30 年度 諮問第 12 号

答申番号：平成 30 年度 答申第 13 号

答 申 書

第 1 本審査会の結論

裁決についての「本件請求を棄却する」との審査庁の判断は、妥当である。

第 2 主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人の経済状況は、前回の特定医療費（難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の特定医療費をいう。以下同じ。）の支給認定（法第 7 条第 1 項の支給認定をいう。以下同じ。）に係る申請時と変わりがないため、処分庁が平成 30 年 10 月 12 日付けで行った特定医療費支給認定処分（以下「本件処分」という。）を取り消し、法第 5 条第 2 項第 1 号の政令で定める額（以下「負担上限月額」という。）の見直しを求める。

2 処分庁（札幌市長）の主張の要旨

本件処分は、法令等に基づいて適正に行われたものである。

第 3 審理員意見書の要旨及び審理員審理の経過

1 審理員意見書の要旨

(1) 事案の概要

ア 平成 30 年 9 月 13 日、請求人は、処分庁に対し、特定医療費の支給認定に係る申請（以下「本件申請」という。）を行った。本件申請に係る申請書の記載内容等によると、請求人については、以下に掲げる事実が認められた。

(7) 請求人は、指定難病（法第 5 条第 1 項に規定する指定難病をいう。以下同じ。）である〇の患者である。

(i) 請求人の世帯には、負担上限月額の決定の基礎となる支給認定基準世帯員（難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 358 号。

以下「施行令」という。) 第1条第1項第2号イに規定する支給認定基準世帯員をいう。以下同じ。) が存在しない。

(ウ) 請求人には、平成30年度分の市民税が課税されており、その課税額は、均等割の額が〇円、所得割の額が〇円である。また、請求人は、要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)には当たらない。

(エ) 請求人は、支給認定の対象である指定難病に係る特定医療(法第5条第1項に規定する特定医療をいう。以下同じ。)に要した費用の総額が50,000円を超えた月数が本件申請を行った日の属する月以前の12月以内に6月以上なかった。

(オ) 請求人は、人工呼吸器その他の生命の維持に欠くことができない装置(以下「人工呼吸器等」という。)を装着していない。

イ 平成30年10月12日、処分庁は、本件申請に対し、負担上限月額を10,000円として支給認定を行い、請求人に通知した(本件処分)。

ウ 平成30年10月19日、請求人は、本件処分に係る審査請求を行った。

(2) 本件処分について

請求人は、指定難病の患者であって特定医療費を支給されるべき者であることは明らかであるところ、負担上限月額については、請求人の世帯に支給認定基準世帯員が存在しないことから、請求人本人の収入、課税額等に基づき算定することになる。そこで、前記(1)ア(ウ)から(オ)までに掲げた事実に基づき検討すると、請求人には平成30年度分の市民税が課税され、その所得割の額は71,000円未満であり、また、請求人は、要保護者である場合、特定医療に要した費用の総額が50,000円を超えた月数が本件申請を行った日の属する月以前の12月以内に6月以上ある場合及び人工呼吸器等を装着している場合のいずれにも該当しないのであるから、請求人の負担上限月額は、10,000円となる。

したがって、本件処分は、法その他関係法令等の規定に従って適正に行われたものと認められる。

2 審理員審理の経過(日付は、平成30年)

10月26日	審査庁(札幌市長)が、請求人の審査請求に係る審理員2名を指名し、その旨を請求人に通知
--------	--

11月8日	処分庁が、審理員宛てに弁明書を提出
12月10日	審理手続の終結（審理関係人に対し、審理手続を終結した旨及び審理員意見書等を審査庁に提出する予定時期を通知）
12月17日	審理員意見書を事件記録等と共に審査庁に提出

第4 裁決書案の要旨

前記第3の1(2)と同じ内容である。

第5 本審査会調査審議の経過（日付は、平成31年）

1月10日	審査庁から諮問
1月29日	第1回調査審議（平成30年度第11回札幌市行政不服審査会）

第6 本審査会の判断の理由

都道府県は、指定難病の患者から申請があった場合において、当該指定難病の病状等から特定医療を受ける必要があると認めるときは、特定医療費の支給認定を行うものとされている（法第7条第1項）。そして、支給認定を受けた指定難病の患者が当該指定難病に係る特定医療を受けたときには、都道府県は、特定医療費を支給するものとされている（法第5条第1項）。なお、これらの都道府県が行うこととされる事務は、指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。以下同じ。）においては、指定都市が処理するものとされている（法第40条、施行令第10条、同項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の38第1項）。

次に、都道府県又は指定都市が支給する特定医療費の額は、1月につき、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した特定医療（食事療養及び生活療養を除く。）の額から、当該額の2割に相当する額（ただし、負担上限月額を上限とする。）を控除して得た額とされている（法第5条第2項第1号）。そのため、指定難病の患者は、負担上限月額の範囲内で、当該指定難病に係る特定医療の費用の2割を医療機関に支払うこととなる。なお、特定医療に食事療養及び生活療養が含まれる場合は、これらに係る特定医療費について別途算出することとされている（法第5条第2項第2号及び第3号）。

また、前記の負担上限月額については、支給認定を受けた指定難病の患者及び支給認定基準世帯員（以下「患者等」という。）の収入、課税額等に応じ定められており（施行令第1条第1項）、支給認定を受けた指定難病に係る特定医療のあった月の属する年度（当該特定医療のあった月が4月から6月までの場合は、前年度）分の市町村民税が患者等に課税され、その所得割の額を合算した額が71,000円未満の場合は、負担上限月額は、10,000円とされている（同項第3号）。

なお、支給認定の対象である指定難病に係る特定医療に要した費用の総額が50,000円を超えた月数が特定医療費の支給認定に係る申請を行った日の属する月以前の12月以内に6月以上ある場合（施行令第1条第1項第2号ロ、第3号及び第4号ロ並びに難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第一条第一項第二号ロの厚生労働大臣が定めるもの（平成26年厚生労働省告示第428号）、患者等が当該特定医療のあった月において要保護者である者であって、より下位の区分に係る負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となる場合（施行令第1条第1項第4号イ、第5号及び第7号並びに難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）第7条、第9条及び第10条）又は支給認定を受けた指定難病の患者が人工呼吸器等を装着していることについて特別の配慮を必要とする場合（施行令第1条第1項第6号及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第一条第一項第六号の人工呼吸器その他の生命の維持に欠くことができない装置を装着していることについて特別の配慮を必要とする者として厚生労働大臣が定めるもの（平成26年厚生労働省告示第429号））は、負担上限月額が減額される。

そこで、本件について見ると、請求人は指定難病の患者であって、特定医療費が支給されるべき者であり、負担上限月額については、請求人の世帯には支給認定基準世帯員が存在しないため、請求人本人の収入、課税額等に基づき算定することとなる。そして、請求人は、支給認定を受けた指定難病に係る特定医療のあった月の属する年度である平成30年度分の市民税が課税され、その所得割の額が71,000円未満であること、支給認定の対象である指定難病に係る特定医療に要した費用の総額が50,000円を超えた月数が本件申請を行った日の属する月（平成30年9月）以前の12月以内に6月以上ないこと、要保護者ではないこと及び人工呼吸器等を装着していないことから、処分庁は請求人の負担上限月額を10,000円とする本件処分を行っており、本件処分は法その他関係法令等の規定に基づき適正に行われたことが認められる。

この点、本件処分に先立つ平成 30 年 3 月に、請求人が負担上限月額を 2,500 円とする支給認定（以下「前回処分」という。）を受けていることが認められるところ、請求人は、本件処分が行われた同年 10 月現在の経済状況（無収入）が前回処分に係る申請時と変わりが無いことを理由として、本件処分の取消し及び負担上限月額の見直しを求めている。

しかし、前回処分における負担上限月額については、請求人に平成 29 年度分の市民税（平成 28 年中の所得に基づき算定）が課税されておらず、かつ、請求人の平成 28 年中の合計所得金額等の合計額が 80 万円以下であったことに基づき算定されたものであり（施行令第 1 条第 1 項第 5 号）、本件処分における負担上限月額については、前記のとおり、請求人に平成 30 年度分の市民税（平成 29 年中の所得に基づき算定）が課税され、その所得割の額が 71,000 円未満であったことに基づき算定されたものである（同項第 3 号）。この点、負担上限月額は、患者等が生活保護法第 6 条第 1 項に規定する被保護者である場合又は患者等が要保護者である者であって、より下位の区分に係る負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となる場合を除き、特定医療費の支給認定に係る申請ないし認定時における患者等の経済状況（収入の有無）に基づいて算定されることには制度上なっていないことから、請求人の前記主張をもって、処分庁において本件処分の取消し及び負担上限月額の見直しを行う理由とはならないものである。

その他、本件処分にこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、また、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。

よって、本審査会としては、前記第 1 のとおり結論付ける。

札幌市行政不服審査会

委員(会長)	岸 本 太 樹
委員	鈴 木 光
委員	林 賢 一